

議案第 3 号

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について(具申)

名張市奨学金条例（平成 23 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 7 日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

大学等における修学の支援に関する法律に基づき、修学に係る経済的な支援が実施されることに伴い、大学等に在学する者に対する支給奨学金を廃止するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 大学等に在学する者に対する支給奨学金（第1学年（高等専門学校に在学する者にあつては、第4学年）の年度に限り、年額120,000円）を廃止する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「大学等」の次に「（支給奨学金の場合にあつては、高等学校等）」を加える。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 支給奨学金 予算の範囲内で市長が定める人数

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条第1項中「次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額」を「1人年額30,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、現に改正前の名張市奨学金条例並びに次項の規定による改正前の名張市奨学金条例の一部を改正する条例（平成31年条例第6号）附則第2項及び第3項の規定により奨学金の支給を受けている者については、なお従前の例による。

(名張市奨学金条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 名張市奨学金条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度から平成33年度までの間」を「令和2年度及び令和3年度」に、「改正後の名張市奨学金条例（以下「新条例」という。）」を「名張市奨学金条例」に改め、「高等学校等に在学する者に対する」を削る。

附則第3項中「新条例」を「改正後の名張市奨学金条例」に改める。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

名張市奨学金条例（本則関係）

改正案	現行
<p>(資格)</p> <p>第3条 支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校等又は大学等（支給奨学金の場合にあつては、高等学校等）に在学する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(支給及び貸付人数)</p> <p>第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 支給奨学金 予算の範囲内で市長が定める人数</p>	<p>(資格)</p> <p>第3条 支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等学校等又は大学等に在学する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(支給及び貸付人数)</p> <p>第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 支給奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数</p> <p>ア 高等学校等に在学する者 予算の範囲内で市長が定める人数</p> <p>イ 大学等に在学する者 2人以内</p>
<p>(2) (略)</p> <p>(支給及び貸付期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。</p> <p>(奨学資金の額等)</p> <p>第7条 支給奨学金の額は、1人年額30,000円とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(支給及び貸付期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 大学等に在学する者に対する奨学資金の支給は、当該大学等の第1学年（高等専門学校に在学する者にあつては、第4学年）の年度について1回限り、これを行うものとする。</p> <p>3 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。</p> <p>(奨学資金の額等)</p> <p>第7条 支給奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高等学校等に在学する者 1人年額30,000円</p> <p>(2) 大学等に在学する者 1人年額120,000円</p> <p>2・3 (略)</p>

名張市奨学金条例の一部を改正する条例（附則第3項関係）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 令和2年度及び令和3年度に申請しようとする</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成31年度から平成33年度までの間に申請し</p>

改正案	現行
<p>る者に係る<u>名張市奨学金条例</u>第3条第2号の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（支給奨学金の場合にあっては、平成31年4月1日以後に入学した者に限る。））」とする。</p> <p>3 <u>改正後の名張市奨学金条例</u>の規定及び前項の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る奨学資金の支給について適用し、同日前の申請に係る奨学資金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>ようとする者に係る<u>改正後の名張市奨学金条例</u>（以下「<u>新条例</u>」という。）第3条第2号の適用については、同号中「者」とあるのは、「者（<u>高等学校等に在学する者に対する支給奨学金の場合にあっては、平成31年4月1日以後に入学した者に限る。））」とする。</u></p> <p>3 <u>新条例</u>の規定及び前項の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る奨学資金の支給について適用し、同日前の申請に係る奨学資金の支給については、なお従前の例による。</p>